

○議長（仲村清信君） 日程第六 議案第十二号 福生市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十二号 福生市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。本案は、先ほど議案第十一号で御提案いたしました福生市非常勤の特別職の費用弁償の改正と同様、昭和五十七年の改正以来額の引き上げを据え置いており、その内容の一部につきまして他市との均衡を考慮いたしまして、一部引き上げさせていただきましますとともに、合わせて条例事項の整備をいたそうとするものでございます。

その改正の内容でございますが、条例第三条の別表の費用弁償のうち、宿泊料の額を現行の一夜につき「一一、五〇〇円」を五百円引き上げまして「一二、〇〇〇円」に改正しようとするものでございます。また、同別表の鉄道賃の支給額につきまして、条例上都内、都外の区分により支給額を定めておりますが、支給区分が実情に合いませんので、すべてを実費とすることに改正しようとするものでございます。さらに、別表の備考を整備し、第二号を第三号とし、第一号の次に第二号を加え、船賃につき等級相当のものがなくときは直近の実費を支給することを規定するものでございます。

次に、附則でございますが、第一項につきましては施行期日を規定したもので、平成二年四月一日から施行いたすものでございます。

第二項、第三項につきましては経過措置を定めたもので、第二項は改正後の条例の規定については、施行日以後に完了する証人等としての出頭または参加から適用し、施行日前に完了した出頭等については、なお従前どおりとすること。

第三項につきましては施行日をはさんで証人等として出頭、または参加した場合についての規定でございまして、施行日以後の期間に対応する分については改正後の条例を適用し、施行日前の期間に対応する

分については従前のとおりとしようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますけれども、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十二号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第十二号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第七 議案第十三号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十三号 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。

本案は、提案理由にございますように平成二年度に実施を予定しております青少年海外派遣事業にそなえ、職員の外国旅行について旅費の規定を整備するとともに、合わせて昭和五十七年から据え置いております内国旅行における宿泊料についても、他市の状況等を考慮して額の改定をお願いしようとするもので

ございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

第三条の改正でございますが、現行の職員の内国旅行の旅費の額は、第一項の別表で定めておりますが、新たに外国旅行の規定を定めるため、第一項中「別表により」を削り、第二項の条文を整備をいたしまして、旅費に外国旅行の支度料、旅行雑費を加え、さらに内国旅行、外国旅行の旅費の額を別表第一、別表第二に定めようとするものでございます。

次に、第三条第四項の車賃については、別表で実費で支給することになっておりまして、「一キロメートルの定額または」を削りまして条文を事態に合わせ整備いたそうとするものでございます。

次に、第七項、第八項を新たに設けまして、第七項につきましては外国旅行の支度料は定額で支給することを定めるもので、第八項につきましては外国旅行の旅行雑費の内容及び支給額は実費で支給することと定めたものでございます。

次に、第六条の急行料金の支給についての改正は、外国旅行の旅費の額を別表で定めた関係で、別表に規定する運賃を第三条第三項に規定する旅客運賃に改め、別表中第六条を削り条文を整備しようとするものでございます。

また、別表の区分につきまして「三等級、四等級及び五等級の職務にある者」を「三等級以下の職務にある者」に改めるとともに、別表中の宿泊料について市長、助役、収入役については現行の一夜につき「一二、〇〇〇円」を千円引き上げ「一三、〇〇〇円」に、二等級以上の職務にある者及び三等級、四等級、五等級の職務にある者についての宿泊料の現行の一夜につき「一一、五〇〇円」を五百円引き上げまして「一二、〇〇〇円」に改正しようとするものでございます。

次に、新たに別表第二として定めました外国旅行の旅費の額につきましては、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃につきましてはすべて国家公務員に準拠し、実費支給とし、日当、宿泊料、支度料については市長、助役、収入役については国家公務員等の旅費に関する法律に規定する国の指定職の職務のあるものの相当職といったすものでございます。

参考までにその額を申し上げますと、日当につきましては最高額の指定都市へ出張した場合は一日に八千三百円、最低額の丙地方に出張した場合は一日に五千円となります。

また、宿泊料については最高の指定都市の場合、一夜につき二万五千七百円、最低の丙地方については一万五千五百円となります。

次に、支度料については旅行期間によって額が定められておりますが、旅行期間が一ヵ月未満のもので八万六千二百四十円、旅行期間が三ヵ月以上で十二万三千二百円となっております。

次に、二等級以上の職務にある者の日当、宿泊料及び支度料につきましては、同じく国家公務員の旅費に関する法律に規定する九級の職務にあるものの相当額といったすものでございます。

参考までに額を申し上げますと、日当につきましては最高の指定都市へ出張した場合一日七千二百円、最低の丙地方で四千五百円となります。また、宿泊料につきましては最高の指定都市で一夜につき二万二千五百円、最低の丙地方で一万三千五百円となります。また、支度料については旅行期間が一ヵ月未満のもので七万七千円、三ヵ月以上の期間で十万円となります。

次に、三等級以下の職務にあるものの日当、宿泊料及び支度料につきましては、同じく国家公務員の旅費に関する法律に規定する八級の職務にあるものの相当額といったすものでございます。

参考までにその額を申し上げますと、日当が最高の指定都市で六千二百円、最低の丙地方で三千八百円となります。また、宿泊料につきましては最高の指定都市で一夜につき一万九千三百円、最低の丙地方で一万一千六百円となります。支度料につきましては旅行期間が一ヵ月未満のもので六万六千三十円、三ヵ月以上の期間で九万四千三百三十円となっております。

次に、附則でございますが、第一項におきましては施行期日を定めたもので、施行日を平成二年四月一日といたそうとするものでございます。第二項、第三項につきましては内国旅行の経過措置を定めたもので、第一項は改正後の条例の規定については、施行日以後に完了する公務のための旅行から適用し、旅行日前に完了した旅行については従前のとおりとするものでございます。また、第三項は施行日をはさんで旅行した場合についての規定で、施行日以後の期間に対応する分については改正後の条例を適用し、施行

日前の期間に対応する分については従前どおりといったそうとするものでございます。
以上、大変雑駁な説明でございましたけれども、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十三号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第十三号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第八 議案第十四号 福生市体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（教育委員会次長 矢崎茂夫君登壇）

○教育委員会次長（矢崎茂夫君） 御指名をいただきましたので、議案第十四号 福生市体育施設条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、福東地区の国有地を借り上げて、多目的広場として建設しておりますた体育施設の完成に伴い、既存の施設を統合して、その名称を福生市営福東総合グラウンドと定め、関係条例の整備を図るため本条例を御提案申し上げます。

それでは改正の内容について御説明申し上げます。いずれも別表の改正でございまして、別表第一は本文の第二条関係でございまして、各施設の名称と位置を規定しているものでございますが、福東地区における体育施設については、従来から個々の体育施設ごとに名称及び位置を規定しておりましたが、ただいま提案理由で申し上げましたように、改正後はそれぞれの体育施設を総称いたしましたして、その名称を福生市営福東総合グラウンドとし、また、位置を福生市大字熊川一六〇八番地とし、福生市営競技場の次に規定しようとするものでございます。

次に、別表第二でございまして、本文の第四条関係でございまして、休日等について規定したものでございますが、別表第一の改正と同様に、福生市営競技場の次に福生市営福東総合グラウンドを規定しようとするものでございます。なお、休場日及び開場時間については従来どおり変更はございません。

次に、別表第三でございまして、本文の第八条関係でございまして、使用料について規定したものでございますが、別表第一及び別表第二の改正と同様に、名称を福生市営福東総合グラウンドとし、その中に福生市営競技場と同じように第一少年野球場以下の各施設を列記いたしましたして、今回新たに建設されました第二少年野球場と球技場の使用料を新たに定めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成二年四月一日から施行しようとするものでございます。以上、大変雑駁な説明でございしますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十八番（小野沢久君） 二点ばかり質問させていただきたいと思っております。

一つにはこの提案の方法が、別表を次のように改めるということで、今までの条例、今回の中も含めてですけれども、新と旧を対比して提案をしていて非常にそういう面ではわかりやすいんですけども、これについては新旧の対比がなくて別表だけを出してきたということと、どこどこがどういうふうに変ったということだけで、今の説明だけでは非常にわかりにくいのです。そういう面では非常に不親切で

はないかという気がしますが、その辺はどのように考えているのか。

例えばこれ後ろの方、公園なんかもちやんと前と比べてここがふえた。その前の非常勤の特別職の報酬についても何々を何々にという形で非常にわかりやすいのです。この方法ですと、例規集でも持ち込んでいない限りどこがどう変わったかということがわからないものですから、今の説明だけでは、完全に説明の中でもどこがなくなっているかという説明もありませんので、やっぱりそういう面では旧の表を添付して説明した方がわかりやすいんじゃないかと思うのですけれども、その辺の考え方が一点と。

それからこれは内容の関係なんです。福東に第二少年野球場ということで、一つ小さいのができたという事で大変結構だと思ふんですけども、この使用料が百五十円ということ、第一少年野球場、第二少年野球場が百五十円になっているんですけども、実際には社会体育施設を見てわかるように、すべてにロッカーも含めてお金がかかるんですけども、そういう中でできれば少年野球だとか、サッカーだとか、そういう少年チームの体育団体に届け出がされているチームが、例えば加美平球場だとか、その隣の福東の中の球場等を使う場合に百五十円で貸していただいた方がある面ではないのではないかと。

というのは、どのチームも子供が減ってきてそうそう部費も上げるわけにはいかないし、大体監督やコーチが苦しんでいるのが現状でありますので、大会には、これは連盟として借りたり、市の大会は開場使用料が無料です。からいいのですけれども、それ以外の練習等についてもグラウンドを使う場合が結構ありますので、できれば一時間そういうチームが借りる場合に百五十円にできないかなという気がします。そこで、そこら辺の考え方がありましたらお願いします。二点です。

○総務部長（森田 進君） 第一点の、今回のこの整備に当たった改正の仕方、テクニックの問題の御質問でございますが、確かにこの前の非常勤特別職の条例改正、そういうものについてもそれぞれにを改正しているわけですが、その内容が一部にわたるもの、そういうものについては短絡型と申しますか、そういうふうな形での改正をしてございますが、今回の場合、幾つかある福東の運動施設を一つにまとめると、そういうふうなことでございまして、それぞれの別表全体を直した方がより好ましいと、そういう判断に立ちまして、この別表についてはそれぞれを改正させていただいたわけでございまして、御指

摘のように、旧の別表と新の別表を対比させると、そういう方法も一つあるわけですが、ございませうけれども、今回についてはこういう方法の中で整備させていただいたと、こういうふうなことでございまして、御理解いただきたいと思います。

○教育委員会次長（矢崎 茂夫君） ただいまの使用料の御指摘でございますけれども、この使用料につきましては近い将来、あるいは市全般的施設の使用料とか、そういったものも見直しがある、あるいはされる時期がありましたら、そのときには改めまして検討していきたいと思ふので、よろしく願ひいたします。

○十八番（小野沢 久君） 後段の料金の方、なるべく近い将来に何とか考えていただきたい。いずれにしても本当にすべてお金がかかるのです。ロッカーも含めて。これは体育館も恐らく団体の試合等にはそういう形ではなっていると思うので、個人で使う場合にはすべてそれはそれなりの負担をしているわけですから、できる限りそういう部分での便宜を図っていただければなという気がいたします。

それから今の前段の提案の方法なんですけれども、今の森田さんの説明では幾つか直すところがあるという事なんですけれども、幾つか直すところがあるからこそのわかりにくいのです。一行だけ直すのなら何も一言と言ったってわかることなのです。ですから、表が作りにくいから載せないということもあるのかと思うのですけれども、今回のこの場合には、例えば前の表はそのままコピーして載せればいいわけですか。旧表はそっくり載せて、新しい方を載せて、それでここが変ったという説明をすればだれでもわかるんですけども、私はそういう面では非常にわかりにくい。ほかの議員さんはすぐわかるかも知れませんが、ちょっとわかりにくいので、そういう面では親切心が足りない提案の方法かなという気がします。今回はこういう形ですので、また別の機会にこういう形になるかと思ふので、そのときには私のようにわかりにくいものもあるということを理解していただいて、わかりやすい提案の方法をひとつお願いいたします。以上です。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十四号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第十四号は、総務委員会に付託することに決定いたします。

○議長(仲村清信君) 暫時休憩いたします。十一時五分まで休憩いたします。

午前十一時五十分 休憩

午前十一時 五分 開議

○議長(仲村清信君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第九 議案第十五号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 石川和夫君登壇)

○福祉部長(石川和夫君) 御指名をいただきましたので、議案第十五号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本児童遊園は、昭和二十四年十二月一日より福生市福生四七五番地の木村義昭氏より借用し、子供たちの遊び場として利用させていただいておりましたが、昨年十一月二十四日付けをもって返還の申し出があり、協議の結果、平成二年三月三十一日付けをもって返還することになり、児童遊園としての機能が喪失するため、本条例を改正する必要があるものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。別表中の志茂児童遊園福生市志茂八四番地を削り、牛浜児童遊園福生市牛浜五九番地に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、本条例の施行期日は平成二年四月一日から施行しようとするものでございます。

なお、御参考までに、廃止される児童遊園の面積は千四百十九・四五平方メートルでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(仲村清信君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十五号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第十五号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) 日程第十 議案第十六号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 石川和夫君登壇)

○福祉部長(石川和夫君) 御指名をいただきましたので、議案第十六号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

この制度は東京都の疾病の種類に準拠して福祉手当を支給しております。今回、特殊疾病の範囲の拡大と、新たに二種類の疾病を加え、疾病患者の福祉の向上を図るため、本条例を改正しようとするものでございます。

それでは内容について御説明申し上げます。別表中、血友病を先天性血液凝固因子欠乏症に改めようとするものとありますが、この疾病は血液病を含めて九疾病に分類されるのでございまして、血友病もその一分類として位置づけられたことに伴いまして改めようとするものでございます。

次に、新たに二種類の疾病を加えるため、広範脊柱管狭窄症の次に好酸球增多症候群と原発性胆汁性肝硬変を加えようとするもので、これに伴いまして四十六の疾病にしようとするものでございます。

それでは新たに加わります二つの疾病について御説明申し上げます。まず、好酸球增多症候群でございしますが、白血球の中の一つであり、好酸球が異常に増加し全身の倦怠感、体重の減少、心欠陥症、呼吸困難等の症状で発熱、発疹、心不全等の起る疾患であります。

続いて原発性胆汁性肝硬変でございしますが、中年以降の女性に好発し、皮膚のかゆみ感で発病することが多く、また黄疸の出炎後は消えることなく続き、多くは門脈好発昂進症状を来すものと、また皮膚のかゆみ感、黄疸など、肝障害に基づく自覚症状を欠き、無症候のまま数年以上経過する場合もあると言われている疾患でございます。

なお、御参考までに申し上げますと、本条例に基づく特殊疾病の患者は、当市といたしましては三月一日現在で百二名となっております。

次に、附則といたしまして本条例の施行期日は平成二年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十六号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十一 議案第十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございしますが、平成二年度の国民健康保険事業の運営上、現行の税率等では困難を来すことが予測され、その見直しをする必要が生じたものでございます。改正後は前年度対比一人当たり五・七三％のアップをお願いしようとするものでございます。

それでは条文の内容について御説明申し上げます。初めに第二条、課税の限度額でございしますが、現行の「三十九万円」を「四十万円」に改め、一万円の引き上げをお願いするものでございます。

次に、第三条の所得割額でございしますが、四年間据え置きました「百分の四」を「百分の四・二」に改め、〇・二％の引き上げをお願いし、第四条、資産割額につきましては現行の「百分の二十」を「百分の十八」に改め、昨年同様二％の引き下げをお願いしようとするものでございます。

次に第五条、被保険者均等割額でございしますが、現行の「九千六百円」を「一万二百円」に改め、一人当たり六百円の増額をお願いし、第六条、世帯別平等割額につきましては「三千円」を「二千四百円」に改め、一世帯につき六百円の減額をお願いするものでございます。

次に、第十二条国民健康保険税の減額を規定した条文でございますが、ただいま御説明申し上げました課税限度額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正に伴いまして、減額後の税額の限度額を「三十九万円」から「四十万円」に改めるとともに、六割減額世帯の減額する額、均等割額「五千七百六十円」を「六千二百二十円」に、平等割額「千八百円」を「千四百四十円」に、また四割減額世帯の減額する額、均等割額「三千八百四十円」を「四千八十円」に、均等割額「千二百円」を「九百六十円」に改めようとするものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日につきまして平成二年四月一日から施行しようとするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、改正後の国民健康保険条例の規定は平成二年度分の国民健康保険税から適用し、平成元年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十七号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第十七号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十二 議案第十八号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第十八号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、多摩川中央公園、みずくらいど公園、福栄公園、及び本六公園を設置したことに伴い改正しようとするものでございます。

多摩川中央公園につきましては、敷地面積、建設省の占用面積でございますが、六万五千七百五十六・九五平方メートルでございます。多摩河原公園（仮称）新設事業として整備いたしておりますものでございます。

次に、みずくらいど公園につきましては敷地面積七千七十三・六一平方メートルで、熊川緑地（仮称）新設事業として整備してまいりましたが、この三月下旬をもってともに完成する見込みでございます。

次に、福栄公園につきましては敷地面積五百四十三・五七平方メートルで、福栄公園（仮称）新設事業として整備し、本六公園につきましては敷地面積六百三十九・一九平方メートルで、本六公園（仮称）新設事業として整備してまいりましたが、ともにこの二月下旬をもって完成いたしております。

改正内容でございますが、別表の中福生公園の次に公園の名称として多摩川中央公園——位置として福生市北田園一丁目先、次に、みずくらいど公園——福生市大字熊川一三五九番地一に、次に、福栄公園——福生市大字熊川一一二七番地一に、次に、本六公園——福生市大字福生九八〇番地一をそれぞれ付け加えようとするものでございます。

附則におきましては、本条例は平成二年四月一日から施行しようとするものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い

い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりまます議案第十八号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第十八号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（仲村清信君） 日程第十三 議案第二十一号 福生市ふるさと基金条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第二十一号 福生市ふるさと基金条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

御案内のように、国におきましては昭和六十三年、平成元年度の二カ年にわたりましてふるさと創生事業資金として一億円の交付税上の財政措置をいたしたところでございます。福生市におきましては、昨年ふるさと福生づくり事業といたしまして補正予算を組ませていただく中で、市民の提案を受けて事業化をしていくということにいたしました。提案募集を行い、検討をいたしてまいりましたが、御提案を審査いたします中で直ちにここで施策化、事業化をいたしますまではなお時間を要しますので、この際、交付税措置分の一億円につきまして基金に積み立てをさせていただき、事業化が決定しました段階で、基金を

事業資金に充当いたしてまいりたいと考えておるところでございます。

したがいまして、ここに積み立てのための基金事業を提案申し上げるものでございます。

なお、事業の決定につきましては、いづれ議会に御相談申し上げて決定してまいりたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは条例の内容につきまして御説明申し上げます。第一条におきましては基金の設置をうたっております。

第二条におきまして、積立額につきましては、一般会計歳出予算で定めるといたしております。なお、予算措置につきましては、元年度一般会計補正第六号において措置をいたしておるところでございます。

第三条におきましては、基金の管理方法について定めておりまして、金融機関への預金その他最も確実で有利な方法によるものとしております。

第四条は基金から生じます果実につきまして、基金に編入することとしております。

第五条は基金の処分について定めておりまして、処分は第一条の趣旨に乘つとりまして、各号に定める事柄に係る施設の整備、行事の開催、制度の創設等といった場合に処分できることとなっております。

第六条は委任規定でございます。条例の施行につきまして必要な事項は、市長が別に定めるものとしております。

附則といたしまして、条例の施行は公布の日からといたしております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番（上野重勝君） これは、自治省が主唱しておりますふるさと創生資金を基としての基金であるというふうに考えておりますが、この基となります地方交付税は一般財源ですね。この財源内訳の中でも一般財源というふうになっておるようですけれども、この一億円の基金について地方交付税上どんな処置が

なされているのか。

それから、不交付団体は当然交付されないのですが、それらについての配慮はどうなっているのか。それから、平成二年度の地方財政計画によりますと、これを引き継いで地域づくり推進事業というふうなものを行っていくというふうになっておるようですね。この中でもやはり地方交付税上配慮するというふうになっておるようですけれども、これの計算の根拠とか、あるいは別個に設けられるのか、その辺についての御回答をいただきたいと思ひます。

と同時に、これは一億円を積んでいくということでもございますけれども、この基金条例に基づいてもし事業が実施をされない場合には、引き続いてどのような処置を取っていくのか、その二点についてお伺いします。

○企画財政部長（野沢久人君） 御質問の点でございますけれども、今、御指摘をいただきましたように地方交付税上は一般財源ということになっておるわけでございまして、人口その他のところに、要するに今年度ですと八千万円がそのまま需用額の中に乗せられているという形にはなってございます。

ただ、基本的にこの事業につきましては、特別の措置を国の方でやられたということがありまして、地方自治体が行います主体的な事業に対して国が支援をするのだという基本的な考え方に立って、国としてもどういう事業に、どういう形で充当しているかといったようなことは明らかにしていくというふうなことが必要になってまいりまして、本年度、それから昨年度の分につきましては今回、要するに基金という形で福生市としては処理をしていくというふうな形での報告を国の方に上げる必要があるという点が一点ございます。

それから、不交付団体に対します考え方というふうなことでございますけれども、不交付団体に関しましては基本的には全くこういったものの配慮といったようなものはございません。

ただ今後、今まさに御指摘がありましたように、平成二年から四年にかかりまして、いわゆるふるさと創生事業というふうな形ではなくて、地域づくり推進事業という形に名称変更されますけれども、そこの中では要するに起債等に対します考え方が出ておりまして、地域づくり推進計画というものを策定して

いく中で、起債等のハード事業等についての配慮もしていくのだというふうなことも出ておりますので、こういった点では不交付団体等に対してもいろいろな形で財政支援が行われていくというふうなことになるのかというふうには思っております。

それから、地域づくり推進事業にかかります計算の根拠等についてでございますが、実はまだ私どもの方も地財計画等をいただいているだけの段階でございまして、これにつきまして五億円から一億五千万円の範囲内で処理をしていくというふうなことで伝えられておりますけれども、それがどのような形の配分の仕方になるかといったことについては、今少し先に行ってから国の方からの指示があるのかというふうに考えておりまして、現在の段階では明確な形で押さえられておりません。

それから、実施をしなかったといったようなことになるのでございましょうか。実施されない形というふうなものになりますけれども、一応一億円の現在の基金で積み立てますものにつきましては、御案内のように募集をさせていただきまして、実際の事業として実施をする形に、いろいろな形の工夫を加えまして、そういう中でその金を使って実施をしていきたいというふうに考えております。

さらに、来年度以降も継続をされるというふうなことでございますので、そういったことについての配慮も今後いたしながら、あるいはその額等の問題も出てまいりますけれども、その辺の配慮をいたしながら地域づくりの推進事業というふうな形で動いていく事業というふうなことで、今後進めていきたいというふうなことを現在の段階では考えているところでございます。よろしくお願ひします。

○十七番（上野重勝君） 地方交付税ということでございますと、一般財源ということですから、その使途について国が特に条件をつけて来るというふうなことじゃないのかなと思うのですが、あるいはまた、そういう条件の基に交付税が配分になっているのかどうか。その点について今一度御答弁いただけます。

○企画財政部長（野沢久人君） 基本的にはおっしゃるとおり地方交付税でございまして、一般財源でございまして、こういう形でやらなくてはならないという指導といったようなものはございません。

ただ、国がこの制度を創設した趣旨といひますものが、いわゆる先ほど言いましたように、地方が考え、それに対して国が要するに支援をするというふうな考え方で、今までのように補助金として上から行って

いるメニューがあつて、それに対して補助をしていくというようなやり方ではないということである。さういふ趣旨と、それから福生市独自の考え方といひますか、市としてはできるだけ市民の方々と一緒になつて、これからの市民の方々が行政と一体になつてまちづくりを進めていくと、さういふ方向がやはり基本的には望ましいと。もちろんそれを最終的に御決定いただきますのは市議会の先生方でございますけれども、さういふ前の段階での各市の提案と言ひますか、さういふものについては、できるだけ市民の皆さんと一緒に考えていきたいというように、なことを町づくりの基本に置きましたところ、ございまして、さういふ意味からいたしますと、この一億円を起爆剤にいたしました、さういふ事業に充当させていきたいという基本的な考え方がございまして、今回のような措置をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○十二番（原 敏子君） 今、企画財政部長の方からちょっとお話がありましたけれども、これにつきましては市民の皆さんから広く公募して、それが今すぐ実現できるものではないという形で、さういふ基金条例が出てきたのだらうと思うのですが、市民の皆さんに公募して、その結果をちょっと教えていただきたいのと、それとやはり広報で公募したわけですから、やはり市民の皆さんにはその結果をどうであれまたお返ししなければならぬだらうと思うのですけれども、そのへんはどのように考えられているか。

○企画財政部長（野沢久人君） 公募の結果につきましては、実は今議会中の総務委員会協議会、あるいは全員協議会にお許しをいただきまして報告をさせていただき予定をいたしておりますので、その段階で資料を基にしまして御説明させていただきたいというふうに考えておりますので、きょうのところはそんなことで御了解いただきたいと思います。

それから公募の結果、提案の内容について市民の方々に御返しをしていくという部分についてでございますけれども、今月の末に表彰等させていただき予定にいたしておりますので、その上で来年度になりまして、入賞作品につきましては、文集と言ひますか、さういふものをつくりたいというふうに考えております。そして、これも予算を計上させていただいておるところでございます。

さういったものを出させていただく中で、さらに先ほど申し上げましたように、施策として実施ができ

るような形に修正といひますか、組みかえをしていく中で市民の方々と一緒にまたさういふ事業が進められるようなことができればいいなというふうには考えております。

○議長（仲村清信君） 十二番 原 敏子君。

○十二番（原 敏子君） それでは、その公募の中身はあとで聞かせていただくことにしまして、その市民の皆さんにお返しをするという点ですけれども、今月末に表彰ということ、それは応募された方はそれであれでしょうけれども、やはり市がさういふ施策をとということで、広報でお知らせしたわけですね。庁舎にも垂れ幕が垂れまして、広く市民の皆さんはそれなりに関心をお持ちだったんだらうと思ふんです。

さういふ結果から見ても、広報で来年度文集をとということですけれども、その以前にさういふ応募がこれぐらいあつて、本当に簡単なもので中身はさういふことではない、さういふことではなくて、やはり一席がどうで二席がどうでというふうな、さういふふうなお知らせをさういふふうには私は考えますけれども、その点はどうなのでしょう。

○企画財政部長（野沢久人君） 議会に御報告したあとさせていただきたいと思ひております。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第二十一号は、総務委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よつて議案第二十一号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十四 議案第二十二号 福生市心身障害者福祉施設条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）